

# 喫煙制圧についての世界保健機関 の勧告 (WHO)

1980年4月7日の世界保健デーでは、喫煙制圧が初めてとり上げられる。これに先立ち、世界保健機関は、喫煙制圧についての専門家会議をひらき、1979年にそのまとめを刊行した。そのなかの、勧告は次のとおりである。

## 〔世界各国にたいする喫煙制圧の勧告〕

1. 非喫煙が正常な社会的行動とみなされ、この行動を援助する活動がとり上げられるべきことを専門家会議は勧告する。
2. そのさい、すべての喫煙促進が禁止されねばならない。
3. たばことたばこ製品の輸出は抑制されるべきである。たばこ関連産業は、できるだけすみやかに縮小しなければならない。
4. 各国政府は、特定産業にたずさわる労働者の喫煙からくる危険の重大性を認識し、これらの事業所での禁煙政策を樹立しなければならない。
5. 紙まきたばこが含むタール、ニコチン、一酸化炭素などについての含有量制限の基準設定が必要であり、その量は段階的に低くしてゆかなければならない。すべてのたばこ製品の包装に、健康についての警告と含有量表示がなされなければならない。

## 〔先進諸国にたいする勧告〕

1. 母国で売られている銘柄品以上のタールやニコチンなどを含有したたばこの輸出は、即刻停止しなければならない。
2. 輸出するたばこの包装には、すべてに健康障害の警告を印刷すべきである（有害物質含有量表示も）。

## 〔開発途上国にたいする勧告〕

1. 喫煙問題が顕著になっている国では、この報告に述べた諸方策によってその制圧にのり出してほしいが、その段階に至っていない国では、問題発生予防策を優先さすべきである。
2. いかなる国もたばこ産業の育成に向うべきでない。既にたばこ生産をしている国では、国際協力を得ながら他の穀物への作付転換に向うべき政策を優先させなければならない。

WHO (Expert Committee on Smoking Control)

Controlling the smoking epidemic. 1979年

(前田信雄 国立公衆衛生院)

